

令和 7 年度砥部町農林業振興対策事業費補助金交付要綱

砥部町告示第 150 号

令和 7 年 7 月 9 日

(趣旨)

第 1 条 この告示は、砥部町補助金等交付基準第 6 条に基づき、町の農林業の振興を図るため、農林業団体等が行う振興活動に要する経費に対し、予算の範囲内において、農林業振興対策事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができるもの(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) えひめ中央農業協同組合
- (2) 広田野菜出荷組合(丸温松山中央青果出荷)
- (3) 広田野菜出荷組合(松山青果出荷)
- (4) 砥部町森林組合
- (5) 愛媛県農業共済組合
- (6) 町内で養豚場を運営する畜産経営体(別表事業種目(9)豚熱ワクチン接種事業に限る。)

(事業種目及び補助率)

第 3 条 この告示により、補助金を交付する事業種目、補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く。)及び補助率(補助単価)は、別表に定めるところにより、予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助金算定表
- (3) 明細書
- (4) その他、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 5 条 町長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めた場合は、必要な条件を付して、補助対象者に対し、補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

(補助金の交付変更承認申請)

第 6 条 補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、補助金の増減を伴う変更又は事業費の 30%を超える増減を伴う変更をしようとするときは、あらかじめ補助金交付変更承認申請書(様式第 3 号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の変更承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金変更交付決定通知書(様式第 4 号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止及び廃止)

第 7 条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止(廃止)承認申請書(様式第 5 号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 8 条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して 10 日以内又は令和 8 年 3 月

31 日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(様式第 6 号)に、町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第 9 条 町長は、前条の報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第 7 号)により補助事業者へに通知するものとする。

(補助金の請求)

第 10 条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書(様式第 8 号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 11 条 町長は、前条の請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第 12 条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第 13 条 町長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第 14 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金の交付がなされているときは、町長はその全部又は一部の補助金の返還を命ずることができる。

(1) この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) この告示により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(受益者への通知)

第 15 条 補助事業者は、当該年度の翌年の 6 月末日までに、当該事業に係る補助事業の成果を受益者等に書面をもって通知しなければならない。

(その他)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別 表

事業種目	補助対象経費		補助率	摘 要
(1) 奨励果樹等育成対策事業	柑橘	苗木購入費 温州みかん(極早生除く。)・はれひめ・宮内伊予柑・愛媛果試第28号・甘平・せとか・愛媛果試第48号	1本当たり 150 円以内とする。 ただし、認定農業者及び認定新規就農者は 300 円以内とする。	補助対象者ごとに1品種 50本以上を対象
		苗木購入費 キウイフルーツ (ヘイワードに限る。)		補助対象者ごとに1品種 20本以上を対象
	落葉果樹	苗木購入費 栗・ブルーベリー (えひめ中央農協奨励品種に限る。)		補助対象者ごとに1品目 20本以上を対象
	野菜	苗購入費 筑陽ナス	1本当たり 50 円以内とする。 ただし、認定農業者及び認定新規就農者は 100 円以内とする。	補助対象者ごとに1品種 300本以上を対象
		苗購入費 ピーマン (えひめ中央農協奨励品種に限る。)	1本当たり 20 円以内とする。 ただし、認定農業者及び認定新規就農者は 40 円以内とする。	補助対象者ごとに1品種 300本以上を対象
		苗購入費 キュウリ (えひめ中央農協奨励品種に限る。)	1本当たり 40 円以内とする。 ただし、認定農業者及び認定新規就農者は 80 円以内とする。	補助対象者ごとに1品種 300本以上を対象
		苗購入費 ブロッコリー (えひめ中央農協奨励品種に限る。)	1本当たり 2.5 円以内とする。 ただし、認定農業者及び認定新規就農者は 5 円以内とする。	補助対象者ごとに1品種 2,100本以上を対象
		苗購入費 トマト (えひめ中央農協奨励品種に限る。)	1本当たり 30 円以内とする。 ただし、認定農業者及び認定新規就農者は 60 円以内とする。	補助対象者ごとに1品種 800本以上を対象
		苗購入費 キャベツ (農林業団体奨励品種で広田地区に定植するものに限る。)	1本当たり 2.5 円以内とする。 ただし、認定農業者及び認定新規就農者は 5 円以内とする。	補助対象者ごとに1品種 2,000本以上を対象
		種子購入費 インゲン・キヌサヤ (えひめ中央農協奨励品種に限る。)	1L 当たり 600 円以内とする。 ただし、認定農業者及び認定新規就農者は 1,200 円以内とする。	補助対象者ごとに1品種 1L以上を対象

	種子購入費 キャベツ (農林業団体奨励品 種で広田地区に播種 するものに限る。)	20mL 又は 2,000 粒当たり 900 円以内とする。 ただし、認定農業者及び認定 新規就農者は 1,800 円以内と する。	補助対象者ご とに 1 品 種 40mL 以上又は 4,000 粒以上 を対象
	種子購入費 タマネギ (えひめ中央農協奨 励品種に限る。)	200ml 当たり 2,000 円以内とす る。 ただし、認定農業者及び認定 新規就農者は 4,000 円以内と する。	補助対象者ご とに 1 品 種 200ml 以上を対 象
	種子購入費 トマト (えひめ中央農協奨 励品種に限る。)	500 粒当たり 2,850 円以内とす る。 ただし、認定農業者及び認定 新規就農者は 5,700 円以内と する。	補助対象者ご とに 1 品 種 500 粒以上を対象
	種子購入費 ホウレンソウ (農林業団体奨励品 種で広田地区に播種 するものに限る。)	30,000 粒当たり 900 円以内と する。 ただし、認定農業者及び認定 新規就農者は 1,800 円以内と する。	補助対象者ご とに 1 品 種 60,000 粒以上 を対象
(2) 農業用廃プラ スチック適正 処理事業	農業用廃プラスチック を産業廃棄物として適正 に処理する経費	10 分の 4 以内	
(3) マルチ栽培推 進事業	マルチ資材購入費 ・対象作物 柑橘・桃・スモモ	2 分の 1 以内とする。 ただし、認定農業者及び認定 新規就農者は 3 分の 2 以内と する。	
(4) 農業共済組合 事業	愛媛県農業共済組合が 実施する事業の運営費	予算の範囲内	
(5) 果樹産地強化 支援事業	ハウス谷樋及び P0 フィ ルム(自動巻き上げ)等の 施設栽培に係る資材の導 入による品質の向上及び 破砕機等の剪定時の省力 化を図る取組に要する経 費 ・対象品種 愛媛果試第 28 号 甘平 せとか	2 分の 1 以内とする。 ただし、対象品種のうち、愛 媛果試第 28 号を作付する農業 者は 3 分の 2 以内とする。	資材の更新の 場合は、品質 の向上等が図 られる取組で あること
(6) 柑橘放任園対 策事業	柑橘放任園における伐 採に要する経費	10 a 当たり 12,000 円以内とす る。	1 a 未満は切 り捨て
(7) 造林事業	県造林補助事業等の関 係規定に基づき実施する 造林事業の標準事業費又 は相当額	100 分の 15 以内	
(8) しいたけ生産	しいたけ生産を維持拡 大し販売を目的に、年 1	種菌 1 個当たり 1 円 30 銭を限 度とする。	

活性化対策事業	万個以上の種菌を購入し 植菌した者に対する補助 金		
(9) 豚熱ワクチン 接種事業	豚熱ワクチン接種に係 るワクチン購入費	豚熱ワクチンを接種した豚 1 頭当たり 30 円以内とする。	
(10) 農業施設災害 復旧支援事業	令和 2 年 7 月豪雨の被 災を受けた農業施設復旧 に要する経費	6 分の 1 以内	

注 1：認定農業者及び認定新規就農者は、奨励果樹等育成対策事業については当該年度の 3 月 1 日現在、マルチ栽培推進事業については当該年度の 10 月 1 日現在に砥部町が認定している者とする。

注 2：奨励果樹等育成対策事業、マルチ栽培推進事業、しいたけ生産活性化対策事業及び果樹産地強化支援事業は、町内に住所を有する者が購入等に要した経費について対象とする。

様式第1号(第4条関係)

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業主体
住所
氏名

補助金交付申請書

令和7年度において、農林業振興対策事業を実施したいので、令和7年度砥部町農林業振興対策事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業種目	事業
--------	----

2 事業費 金 円

3 補助金 金 円

(添付書類)

- ・事業計画書
- ・補助金算定表
- ・明細書

1 事業計画書(実績)

[事業]

事業主体名 (農林家数)	事業量	事業費	負担区分	
			町補助金	その他
		円	円	円
計				

2 補助金算定表

事業主体名 (農林家数)	補助事業に要する(した)経費	補助率	補助限度額	補助金額
	円		円	円
計				

別紙様式

明 細 書

□

1 事業

氏 名	事 業 量	事 業 費
		円
計		

砥部町指令 砥農林第 号
令和 年 月 日

(事業主体)
様

砥部町長

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

令和 年 月 日付けで補助金交付申請のあった農林業振興対策事業について、令和 7 年度砥部町農林業振興対策事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり補助金を交付します。

記

- 1 事業種目
- 2 事業費 金 円
- 3 補助金 金 円

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業主体
住 所
氏 名

補助金交付変更承認申請書

令和 年 月 日付け、砥部町指令 砥農林第 号で補助金交付決定通知のあった、農林業振興対策事業を別添のとおり変更したいので、令和7年度砥部町農林業振興対策事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業種目

2 事業費	変更前 (金	円)
	変更後 金	円

3 補助金	変更前 (金	円)
	変更後 金	円

4 変更の理由

(添付書類)

・交付申請の例による。

この場合、変更前と変更後の内容等を容易に比較対照できるように変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

砥部町指令 砥農林第 号
令和 年 月 日

(事業主体)
様

砥部町長

補 助 金 変 更 交 付 決 定 通 知 書

令和 年 月 日付けで補助金交付変更承認申請のあった農林業振興対策事業について、令和 7 年度砥部町農林業振興対策事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり承認します。

記

- 1 事業種目
- 2 事業費 金 円
- 3 補助金 金 円

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業主体
住 所
氏 名

事業中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け、砥部町指令 砥農林第 号で補助金交付決定通知のあつた農林業振興対策事業を中止(廃止)したいので、令和7年度砥部町農林業振興対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業種目
- 2 事業費 金 円
- 3 補助金 金 円
- 4 中止(廃止)の理由
- 5 中止の期間(廃止の時期)

様式第6号(第8条関係)

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業主体
住所
氏名

事業実績報告書

令和 年 月 日付け、砥部町指令 砥農林第 号で補助金交付決定通知のあった農林業振興対策事業について、令和7年度砥部町農林業振興対策事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業種目

2 事業費 金 円

3 補助金 金 円

(添付書類)

- ・ 交付申請の例による。

令和 年 月 日
砥部町農林第 号

(事業主体)
様

砥部町長

補 助 金 交 付 確 定 通 知 書

令和 年 月 日付けで補助金実績報告のあった農林業振興対策事業について、令和 7 年度砥部町農林業振興対策事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり補助金を確定したので通知します。
速やかに補助金交付請求書を提出してください。

記

- 1 事業種目
- 2 事業費 金 円
- 3 補助金 金 円

様式第8号(第10条関係)

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業主体
住所
氏名

印

補助金交付請求書

令和 年 月 日付け、 碓農林第 号で補助金確定通知のあった農林業振興対策事業について、令和7年度碓部町農林業振興対策事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 金 円

ただし、事業